

道路交通法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文  
 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（緊急自動車）</p> <p>第十三条 法第三十九条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したもの（第一号又は第一号の二に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの）とする。</p> <p>一 一の五（略）</p> <p>一の六 医療機関（重度の傷病者でその居宅において療養しているもの）についていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準に該当するものに限り、<u>（）</u>が、当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで搬送するために使用する自動車</p> <p>一の七</p> <p>二 一の十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（免許の拒否又は保留の基準）</p> <p>第三十三条 法第九十条第一項第一号から第二号までのいずれかに該当する者についての同項ただし書の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 法第九十条第一項第一号から第二号までのいずれかに該当する場合（次号の場合を除く。）には、<u>運転免許（以下「免許」という。）</u>を与えないものとする。</p> <p>二 六月以内に法第九十条第一項第一号から第二号までのいずれにも該当しないこととなる見込みがある場合には、<u>免許を保留するものとする。</u></p> <p>2 法第九十条第一項第三号に該当する者についての同項ただし書の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 法第九十条第一項第三号に該当することを理由として同項ただし</p>	<p>（緊急自動車）</p> <p>第十三条 法第三十九条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したもの（第一号又は第一号の二に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの）とする。</p> <p>一 一の五（略）</p> <p>一の六</p> <p>一の七</p> <p>二 一の十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（免許の拒否又は保留の基準）</p> <p>第三十三条 法第九十条第一項第一号又は第二号に該当する者についての同項ただし書の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 法第九十条第一項第一号又は第二号に該当する場合（次号の場合を除く。）には、<u>運転免許（以下「免許」という。）</u>を与えないものとする。</p> <p>二 六月以内に法第九十条第一項第一号及び第二号に該当しないこととなる見込みがある場合には、<u>免許を保留するものとする。</u></p> <p>2 法第九十条第一項第三号に該当する者についての同項ただし書の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 法第九十条第一項第三号に該当することを理由として同項ただし</p>

書の規定により免許を保留された者が重ねて同号に該当した場合に  
は、同条第八項の規定による命令に違反したことに於いてやむを得  
ない理由がある場合を除き、免許を与えないものとする。

二 (略)

第三十三条の二 法第九十条第一項第四号から第六号までのいずれかに  
該当する者についての同項ただし書の政令で定める基準は、次に掲げ  
るとおりとする。

一 運転免許試験(以下「試験」という。)に合格した者(他免許等  
既得者(当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者及び国  
際運転免許証等を現に所持している者をいう。以下この条において  
同じ。))を除く。次号から第六号までにおいて同じ。(が一般違反  
行為(自動車又は原動機付自転車(以下「自動車等」という。))の  
運転に關し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく  
処分違反する行為で別表第二の一の表の上欄に掲げるものをいう  
。以下同じ。))をした者で、次のいずれかに該当するものであると  
き(次号に該当する場合を除く。))は、免許を与えないものとする

イ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄  
に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当し  
ており、かつ、当該一般違反行為をした日から起算して五年を経  
過していない者

ロ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄  
に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に掲げる点数に該当し  
ており、かつ、当該一般違反行為をした日から起算して四年を経  
過していない者

ハ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄  
に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第四欄に掲げる点数に該当し  
ており、かつ、当該一般違反行為をした日から起算して三年を経  
過していない者

二 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄

書の規定により免許を保留された者が重ねて同号に該当した場合に  
は、同条第六項の規定による命令に違反したことに於いてやむを得  
ない理由がある場合を除き、免許を与えないものとする。

二 (略)

第三十三条の二 法第九十条第一項第四号から第六号までのいずれかに  
該当する者についての同項ただし書の政令で定める基準は、次に掲げ  
るとおりとする。

一 運転免許試験(以下「試験」という。)に合格した者(次号、第  
五号、第七号及び第八号に規定する者を除く。第三号、第四号及び  
第六号において同じ。))が違反行為(自動車又は原動機付自転車(以下「自動車等」という。))の運転に關し法若しくは法に基づく命  
令の規定又は法の規定に基づく処分違反する行為で別表第二の一  
の表の上欄に掲げるものをいう。以下同じ。))をした者で、次のい  
ずれかに該当するものであるときは、免許を与えないものとする。

イ 当該違反行為に係る累積点数(当該違反行為及び当該違反行為  
をした日を起算日とする過去三年以内におけるその他の違反行為  
のそれぞれについて別表第二に定めるところにより付した点数の  
合計をいう。以下同じ。))が別表第三の第一欄に掲げる区分に応  
じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当  
該違反行為をした日から起算して五年を経過していない者

ロ 当該違反行為に係る累積点数が別表第三の第一欄に掲げる区分  
に応じそれぞれ同表の第三欄に掲げる点数に該当しており、かつ  
、当該違反行為をした日から起算して三年を経過していない者

ハ 当該違反行為に係る累積点数が別表第三の第一欄に掲げる区分

に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該一般違反行為をした日から起算して二年を経過していない者

ホ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該一般違反行為をした日から起算して一年を経過していない者

二 試験に合格した者が法第九十条第一項ただし書若しくは第二項の規定による免許の拒否、同条第五項若しくは第六項若しくは法第一百零三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は法第一百七条の五第一項若しくは第二項の規定若しくは同条第九項において準用する法第一百三十四条の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止を受けたことがある者（法第九十条第一項第一号から第三号まで若しくは第七号、法第一百三十四条第一項第一号から第四号まで又は法第一百七条の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けた者を除く。以下「免許取消歴等保有者」という。）で、法第九十条第九項若しくは第十項若しくは法第一百三十七条若しくは第八項の規定若しくは法第一百七条の五第一項若しくは第二項の規定により指定され若しくは定められた期間内又はこれに引き続く五年の期間内に一般違反行為をし、かつ、次のいずれかに該当するものであるときは、免許を与えないものとする。

イ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄、第三欄又は第四欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該一般違反行為をした日から起算して五年を経過していない者

ロ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該一般違反行為をした日から起算して四年を経過していない者

ハ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該一般違反行為をした日から起算して三年を経

に、当該一般違反行為をした日から起算して二年を経過していない者

二 当該違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該違反行為をした日から起算して一年を経過していない者

二 試験に合格した者（第七号及び第八号に規定する者を除く。第五号において同じ。）が法第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否、同条第四項若しくは法第一百三十四条第一項若しくは第三項の規定による免許の取消し又は法第一百七条の五第一項の規定若しくは同条第八項において準用する法第一百三十四条の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止を受けたことがある者（法第九十条第一項第一号から第三号まで若しくは第七号、法第一百三十四条第一項第一号から第四号まで又は法第一百七条の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けた者を除く。以下この項、第三十八条第六項及び第四十条において「免許取消歴等保有者」という。）で、法第九十条第七項若しくは法第一百三十六条の規定若しくは法第一百七条の五第一項の規定により指定され若しくは定められた期間内又はこれに引き続く五年の期間内に違反行為をし、かつ、次のいずれかに該当するものであるときは、免許を与えないものとする。

イ 当該違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄又は第三欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該違反行為をした日から起算して五年を経過していない者

ロ 当該違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第四欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該違反行為をした日から起算して四年を経過していない者

ハ 当該違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該違反行為をした日から起算して三年を経過していない者

過していない者

三 試験に合格した者が一般違反行為をした者で、当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該一般違反行為をした日から起算して六月を経過していないものであるときは、免許を保留することができるものとする。

四 試験に合格した者が重大違反等（法第九十条第一項第五号に規定する重大違反等）をいう。以下同じ。）又は道路外致死傷（同項第六号に規定する道路外致死傷をいう。以下同じ。）で同条第二項第五号に規定する行為以外のものをした者で、次のいずれかに該当するものであるとき（次号に該当する場合を除く。）は、免許を与えないものとする。

イ 当該行為が別表第四第一号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して三年を経過していない者

ロ・ハ（略）

五 試験に合格した者が免許取消履歴等保有者で、第二号に規定する期間内に重大違反等又は道路外致死傷で法第九十条第二項第五号に規定する行為以外のものをし、かつ、次のいずれかに該当するものであるときは、免許を与えないものとする。

イ〜ハ（略）

六 試験に合格した者が重大違反等又は道路外致死傷で法第九十条第二項第五号に規定する行為以外のものをした者で、当該行為が別表第四第四号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して六月を経過していないものであるときは、免許を保留することができるものとする。

七 試験に合格した者（他免許等既得者に限る。次号において同じ。）

（が第三十八条第五項第一号イ若しくはロ又は第四十条第一項第二号若しくは第三号の基準に該当する者であるときは、免許を与えないものとする。

八 試験に合格した者が第三十八条第五項第二号イ若しくはロ又は第四十条第一項第四号の基準に該当する者であるときは、免許を保留するものとする。

三 試験に合格した者が違反行為をした者で、当該違反行為に係る累積点数が別表第三の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該違反行為をした日から起算して六月を経過していないものであるときは、免許を保留することができるものとする。

四 試験に合格した者が重大違反等（法第九十条第一項第五号に規定する重大違反等）をいう。以下この条、第三十八条第六項及び別表第四において同じ。）又は道路外致死傷（法第九十条第一項第六号に規定する道路外致死傷をいう。以下この条、第三十八条第六項及び別表第四において同じ。）をした者で、次のいずれかに該当するものであるときは、免許を与えないものとする。

イ 当該行為が別表第四第一号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して五年を経過していない者

ロ・ハ（略）

五 試験に合格した者が免許取消履歴等保有者で、第二号に規定する期間内に重大違反等又は道路外致死傷をし、かつ、次のいずれかに該当するものであるときは、免許を与えないものとする。

イ〜ハ（略）

六 試験に合格した者が重大違反等又は道路外致死傷をした者で、当該行為が別表第四第四号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して六月を経過していないものであるときは、免許を保留することができるものとする。

七 試験に合格した者（当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者及び国際運転免許証等を現に所持している者に限る。次号において同じ。）

（が第三十八条第五項第一号イ若しくはロ又は第四十条第二号若しくは第三号の基準に該当する者であるときは、免許を与えないものとする。

八 試験に合格した者が第三十八条第五項第二号イ若しくはロ又は第四十条第四号の基準に該当する者であるときは、免許を保留するものとする。

法第九十条第二項各号のいずれかに該当する者についての同項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 試験に合格した者（他免許等既得者を除く。次号から第四号までにおいて同じ。）が特定違反行為（別表第二の二の表の上欄に掲げる行為をいう。以下同じ。）をした者で、次のいずれかに該当するものであるとき（次号に該当する場合を除く。）は、免許を与えないものとする。
  - イ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して十年を経過していない者
  - ロ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して九年を経過していない者
  - ハ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第四欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して八年を経過していない者
  - ニ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して七年を経過していない者
  - ホ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して六年を経過していない者
  - ヘ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して五年を経過していない者
  - ト 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第八欄に掲げる点数に該当し

ており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して四年を経過していない者

チ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表前歴がない者の項の第九欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して三年を経過していない者

二 試験に合格した者が免許取消歴等保有者で、前項第二号に規定する期間内に特定違反行為をし、かつ、次のいずれかに該当するものであるときは、免許を与えないものとする。

イ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄、第三欄又は第四欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して十年を経過していない者

ロ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して九年を経過していない者

ハ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して八年を経過していない者

ニ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して七年を経過していない者

ホ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第八欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して六年を経過していない者

ヘ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表前歴がない者の項の第九欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して五年を経過していない者

三 試験に合格した者が法第九十条第二項第五号に規定する行為をした者で、次のいずれかに該当するものであるとき（次号に該当する

場合を除く。)は、免許を与えないものとする。

イ 当該行為が別表第五一号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して八年を経過していない者

ロ 当該行為が別表第五二号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して七年を経過していない者

ハ 当該行為が別表第五三号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して六年を経過していない者

ニ 当該行為が別表第五四号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して五年を経過していない者

四 試験に合格した者が免許取消履歴等保有者で、前項第二号に規定する期間内に法第九十条第二項第五号に規定する行為をし、かつ、次のいずれかに該当するものであるときは、免許を与えないものとする。

イ 当該行為が別表第五一号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して十年を経過していない者

ロ 当該行為が別表第五二号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して九年を経過していない者

ハ 当該行為が別表第五三号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して八年を経過していない者

ニ 当該行為が別表第五四号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して七年を経過していない者

五 試験に合格した者(他免許等既得者に限る。)が法第百三条第二項の規定により免許を取り消すことができるとされている者又は法第百七条の五第二項の規定により自動車等の運転を禁止することができるとされている者に該当するものときは、免許を与えないものとする。

3 前二項に規定する累積点数とは、これらの規定により行おうとする処分(理由となる違反行為(一般違反行為及び特定違反行為をいう。以下同じ。))及び当該違反行為をした日を起算日とする過去三年以内

におけるその他の違反行為(当該違反行為をした時において次の各号のいずれかに該当していた者に係る当該各号に掲げる違反行為を除く。)(のそれぞれについて別表第二に定めるところにより付した点数の合計をいう。

2 前項第一号イに規定するその他の違反行為には、累積点数に係る当該違反行為(同号イに規定する当該違反行為をいう。別表第三において同じ。))をした時において次の各号のいずれかに該当していた者に係る当該各号に掲げる違反行為を含まないものとする。

一 (略)

二 違反行為をしたことを理由として法第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は法第百七条の五第一項の規定若しくは同条第九項において準用する法第百三条第四項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止の処分を受けたことがあり、かつ、同条第七項の規定により指定され又は法第百七条の五第一項の規定により定められた期間内に違反行為をしたことがない者  
当該処分を受ける前の違反行為

三 違反行為をしたことを理由として法第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の効力の停止又は法第百七条の五第一項の規定若しくは同条第九項において準用する法第百三条第四項の規定による六月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の処分を受けたことがあり、かつ、当該処分の期間内に違反行為をしたことがない者  
当該処分を受ける前の違反行為

四 違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄又は第六欄に掲げる点数に該当したことがあり、かつ、当該違反行為をした後それぞれ二年又は一年の間に違反行為をしたことがない者（第一項第二号口若しくは八に該当する者又は第二号に規定する免許の取消し若しくは六月を超える期間の自動車等の運転の禁止の処分を受けた者を除く。）  
当該違反行為以前の違反行為

五 違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当したことがある者で、当該違反行為をした後六月の間に違反行為をしたことがないか、又は当該期間内に免許を受けたことがあるもの（法第九十条第五項の規定により当該免許の効力が停止されている者又は第三号に規定する処分を受けた者を除く。）  
当該違反行為以前の違反行為

六・七 (略)

4 第一項第一号、第二号イから八まで及び第三号から第六号まで、第二項第一号から第四号まで並びに前項第四号及び第五号の十年、九年、八年、七年、六年、五年、四年、三年、二年、一年及び六月の期間（同項第四号の六月の期間を除く。）は、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める日から起算するものとする。

一 (略)

二 違反行為をしたことを理由として法第百三条第一項若しくは第三項の規定による免許の取消し又は法第百七条の五第一項の規定若しくは同条第八項において準用する法第百三条第三項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止の処分を受けたことがあり、かつ、同条第六項の規定により指定され又は法第百七条の五第一項の規定により定められた期間内に違反行為をしたことがない者  
当該処分を受ける前の違反行為

三 違反行為をしたことを理由として法第百三条第一項若しくは第三項の規定による免許の効力の停止又は法第百七条の五第一項の規定若しくは同条第八項において準用する法第百三条第三項の規定による六月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の処分を受けたことがあり、かつ、当該処分の期間内に違反行為をしたことがない者  
当該処分を受ける前の違反行為

四 違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第四欄又は第五欄に掲げる点数に該当したことがあり、かつ、当該違反行為をした後それぞれ二年又は一年の間に違反行為をしたことがない者（前項第二号口若しくは八に該当する者又は第二号に規定する免許の取消し若しくは六月を超える期間の自動車等の運転の禁止の処分を受けた者を除く。）  
当該違反行為以前の違反行為

五 違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当したことがある者で、当該違反行為をした後六月の間に違反行為をしたことがないか、又は当該期間内に免許を受けたことがあるもの（法第九十条第四項の規定により当該免許の効力が停止されている者又は第三号に規定する処分を受けた者を除く。）  
当該違反行為以前の違反行為

六・七 (略)

3 第一項第一号から第六号まで、前項第四号及び同項第五号の五年、四年、三年、二年、一年及び六月の期間（第一項第一号イの三年の期間を除き、同項第二号の五年の期間については同号イに規定するものに限る。）は、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める日から起算するものとする。

一 免許を受けていた間に違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をした者で、これらの行為をした後当該免許が失効したためこれらの行為をしたことを理由とする免許の取消し又は効力の停止を受けなかつたもの 当該免許が失効した日

二 免許を受けていた間に違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をした者で、これらの行為をした後法第百三条第一項第一号から第四号までに該当することを理由として同項若しくは同条第四項の規定により、又は法第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、法第百四条の二の三第一項若しくは同条第三項において準用する法第百三条第四項若しくは法第百四条の四第二項の規定により当該免許を取り消されたためこれらの行為をしたことを理由とする免許の取消し又は効力の停止を受けなかつたもの 当該免許が取り消された日

三 (略)

第三十三條の二の二 法第九十條第一項第七号に該当する者についての同項ただし書の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第九十條第一項第七号に該当することを理由として同項ただし書の規定により免許を保留された者が当該保留の期間内に重ねて同号に該当した場合において、その者が法第百二條第七項の規定に違反して同条第六項の通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由があるときを除き、免許を与えないものとする。

二 (略)

(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)

第三十三條の二の三 (略)

2・3 (略)

4 法第九十條第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

一 法第百十七條の二第一号又は第三号の罪に当たる行為(自動車等の運転に関し行われたものに限る。)

二 法第百十七條の罪に当たる行為(自動車等の運転に関し行われた

一 免許を受けていた間に違反行為又は別表第四に掲げる行為をした者で、これらの行為をした後当該免許が失効したためこれらの行為をしたことを理由とする免許の取消し又は効力の停止を受けなかつたもの 当該免許が失効した日

二 免許を受けていた間に違反行為又は別表第四に掲げる行為をした者で、これらの行為をした後法第百三条第一項第一号から第四号までに該当することを理由として同項若しくは同条第三項の規定により、又は法第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、法第百四条の二の三第一項若しくは同条第三項において準用する法第百三条第三項若しくは法第百四条の四第二項の規定により当該免許を取り消されたためこれらの行為をしたことを理由とする免許の取消し又は効力の停止を受けなかつたもの 当該免許が取り消された日

三 (略)

第三十三條の二の二 法第九十條第一項第七号に該当する者についての同項ただし書の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第九十條第一項第七号に該当することを理由として同項ただし書の規定により免許を保留された者が当該保留の期間内に重ねて同号に該当した場合において、その者が法第百二條第四項の規定に違反して同条第三項の通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由があるときを除き、免許を与えないものとする。

二 (略)

(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)

第三十三條の二の三 (略)

2・3 (略)

4 法第九十條第一項第五号の政令で定める行為は、別表第二の一の表に定める点数が六点以上である違反行為とする。

ものに限る。)

三 別表第二の一の表に定める点数が六点以上である一般違反行為

(免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準)

第三十三条の三 法第九十条第五項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 免許を受けた者が第三十三条の二(第二項を除く。次号において同じ。)の基準において免許を与えないこととされている者であつたとき(同条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に係る者にあつては、それぞれ引き続き同項第一号、第二号、第四号又は第五号に該当している場合に限る。)は、その者の免許を取り消すものとする。

二 (略)

(免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準)

第三十三条の四 法第九十条第九項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 第三十三条の二第一項第一号又は第四号の基準に係るものとして免許を拒否し、又は取り消したときは、当該処分理由となつた行為をした日から起算して、同項第一号イに該当する者にあつては五年、同号ロに該当する者にあつては四年、同号ハ又は同項第四号イに該当する者にあつては三年、同項第一号ニ又は第四号ロに該当する者にあつては二年、同項第一号ホ又は第四号ハに該当する者にあつては一年を経過するまでの期間とする。

三・四 (略)

2 法第九十条第十項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 第三十三条の二第二項第一号又は第三号の基準に係るものとして免許を拒否し、又は取り消したときは、当該処分理由となつた行為をした日から起算して、同項第一号イに該当する者にあつては十年、同号ロに該当する者にあつては九年、同号ハ又は同項第三号イに該当する者にあつては八年、同項第一号ニ又は第三号ロに該当す

(免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準)

第三十三条の三 法第九十条第四項の政令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 免許を受けた者が第三十三条の二の基準において免許を与えないこととされている者であつたとき(同条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に係る者にあつては、それぞれ引き続き同項第一号、第二号、第四号又は第五号に該当している場合に限る。)は、その者の免許を取り消すものとする。

二 (略)

(免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準)

第三十三条の四 法第九十条第七項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 第三十三条の二第一項第一号又は第四号の基準に係るものとして免許を拒否し、又は取り消したときは、当該処分理由となつた行為をした日から起算して、同項第一号イ又は第四号イに該当する者にあつては五年、同項第一号ロに該当する者にあつては三年、同項第一号ハ又は第四号ロに該当する者にあつては二年、同項第一号ニ又は第四号ハに該当する者にあつては一年を経過するまでの期間とする。

三・四 (略)

2 第三十三条の二第三項の規定は、前項第二号又は第三号の五年、四年、三年、二年及び一年の期間について準用する。

る者にあつては七年、同項第一号ホ又は第三号ハに該当する者にあつては六年、同項第一号ヘ又は第三号ニに該当する者にあつては五年、同項第一号トに該当する者にあつては四年、同号子に該当する者にあつては三年を経過するまでの期間とする。

二 第三十三条の二第二項第二号又は第四号の基準に係るものとして免許を拒否し、又は取り消したときは、当該処分理由となつた行為をした日から起算して、同項第二号イ又は第四号イに該当する者にあつては十年、同項第二号ロ又は第四号ロに該当する者にあつては九年、同項第二号ハ又は第四号ハに該当する者にあつては八年、同項第二号ニ又は第四号ニに該当する者にあつては七年、同項第二号ホに該当する者にあつては六年、同号ヘに該当する者にあつては五年を経過するまでの期間とする。

三 第三十三条の二第二項第五号の基準に係るものとして免許を拒否し、又は取り消したときは、当該処分を受けた者が当該免許以外の免許の取消し又は自動車等の運転の禁止の処分により免許を受けることができないこととされる期間の満了日までの期間とする。

3 | 第三十三条の二第四項の規定は、第一項第二号及び第三号並びに前項第一号及び第二号の十年、九年、八年、七年、六年、五年、四年、三年、二年及び一年の期間について準用する。

(免許の保留等の期間を短縮することができる範囲)

第三十三条の五 法第九十条第十二項及び第百三条第十項(法第七十条の五第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める範囲は、法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習を終了した日以後における当該講習を終了した者の免許の保留若しくは効力の停止の期間又は自動車等の運転の禁止の期間とする。ただし、その者の免許の保留若しくは効力の停止の期間又は自動車等の運転の禁止の期間が四十日以上の場合には、当該期間の二分の一を超えてはならない。

(仮運転免許の拒否の基準)

第三十三条の五の二 法第九十条第十三項の政令で定める基準は、同条第一項第一号に該当する場合において六月の間自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこと

(免許の保留等の期間を短縮することができる範囲)

第三十三条の五 法第九十条第九項及び第百三条第八項(法第七十条の五第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める範囲は、法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習を終了した日以後における当該講習を終了した者の免許の保留若しくは効力の停止の期間又は自動車等の運転の禁止の期間とする。ただし、その者の免許の保留若しくは効力の停止の期間又は自動車等の運転の禁止の期間が四十日以上の場合には、当該期間の二分の一を超えてはならない。

(仮運転免許の拒否の基準)

第三十三条の五の二 法第九十条第十項の政令で定める基準は、同条第一項第一号に該当する場合において六月の間自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこと

となるおそれがある症状を呈しないと認められるときを除き、仮運転免許を与えないものとする。

(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)

第三十三条の七 法第九十二条の二第一項の表の備考一の2の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがないこととする。

一 四 (略)

2 法第九十二条の二第一項の表の備考一の4の政令で定める基準は、前項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがあること(軽微違反行為一回のほかこれらの行為をしたことがない場合(当該軽微違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合)にあつては、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るもの)であり、かつ、法第七十二条第一項前段の規定に違反していないときに限る。)を除く。)とする。

(免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)

第三十七条の六 法第一百一条の三第一項ただし書の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 法第一百一条第一項の更新期間が満了する日(法第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条において同じ。)前六月以内に法第八十二条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けた者

二・三 (略)

第三十七条の六の二 法第一百一条の四第一項ただし書の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 法第一百一条第一項の更新期間が満了する日前六月以内に法第八十二条の二第二項の規定による講習で国家公安委員会規則で定める基準に適合するものを終了した者

なるおそれがある症状を呈しないと認められるときを除き、仮運転免許を与えないものとする。

(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)

第三十三条の七 法第九十二条の二第一項の表の備考一の2の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間において違反行為又は別表第四に掲げる行為をしたことがないこととする。

一 四 (略)

2 法第九十二条の二第一項の表の備考一の4の政令で定める基準は、前項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間において違反行為又は別表第四に掲げる行為をしたことがあること(軽微違反行為一回のほかこれらの行為をしたことがない場合(当該軽微違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合)にあつては、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るもの)であり、かつ、法第七十二条第一項前段の規定に違反していないときに限る。)を除く。)とする。

(免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)

第三十七条の六 法第一百一条の三第一項ただし書の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 法第一百一条第一項の更新期間が満了する日(法第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日)前三月以内に法第八十二条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けた者

二・三 (略)

第三十七条の六の二 法第一百一条の四第一項ただし書の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 免許証の更新を申請する日前六月以内に法第八十二条の二第二項の規定による講習で国家公安委員会規則で定める基準に適合するものを終了した者

二 法第百一条第一項の更新期間が満了する日前六月以内に法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者教育の課程（法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として法第百八条の三十二の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。）を終了した者

（臨時適性検査）

第三十七条の七 法第百一条第一項の政令で定める行為は、自動車等の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

- 一 法第七条（信号機の信号等に従う義務）の規定に違反する行為
- 二 法第八条（通行の禁止等）第一項の規定に違反する行為
- 三 法第十七条（通行区分）第一項から第四項まで又は第六項の規定に違反する行為
- 四 法第二十条（車両通行帯）の規定に違反する行為
- 五 法第二十五条の二（横断等の禁止）の規定に違反する行為
- 六 法第二十六条の二（進路の変更の禁止）第二項又は第三項の規定に違反する行為
- 七 法第三十二条（踏切の通過）第一項又は第二項の規定に違反する行為
- 八 法第三十五条（指定通行区分）第一項の規定に違反する行為
- 九 法第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 十 法第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 十一 法第三十八条（横断歩道等における歩行者等の優先）の規定に違反する行為
- 十二 法第三十八条の二（横断歩道のない交差点における歩行者の優先）の規定に違反する行為
- 十三 法第四十二条（徐行すべき場所）の規定に違反する行為
- 十四 法第四十三条（指定場所における一時停止）の規定に違反する行為

2 | 法第百一条第五項に規定する適性検査は、次に掲げる場合に行うも

二 免許証の更新を申請する日前六月以内に法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者教育の課程（法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として法第百八条の三十二の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。）を終了した者

（臨時適性検査）

第三十七条の七

法第百一条第二項に規定する適性検査は、次に掲げる場合に行うも

のとする。

一・二 (略)

(軽微違反行為等)

- 第三十七条の八 法第百二条の二の政令で定める軽微な行為は、別表第二の一の表に定める点数が三点以下である一般違反行為とする。
- 2 法第百二条の二の政令で定める基準は、次のいずれにも該当することとなることとする。
  - 一 軽微違反行為に該当する当該一般違反行為に係る累積点数(第三十三条の二第三項に規定する累積点数をいう。以下同じ。)が六点であること。
  - 二 軽微違反行為に該当する当該一般違反行為をした時において、当該一般違反行為をした者に別表第三に規定する前歴(次号において「前歴」という。)がないこと。
  - 三 軽微違反行為に該当する当該一般違反行為をした日を起算日とする過去三年以内においてその他の違反行為(当該その他の違反行為に係る累積点数が次の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める点数に該当するものに限る。)をしたことがないこと。

当該その他の違反行為をした時における前歴の回数	なし	点数
	一回	六点以上 四点以上
	一回以上	二点以上

四 軽微違反行為に該当する当該一般違反行為をした日を起算日とする過去三年以内において別表第四又は別表第五に掲げる行為をしたことがないこと。

3 (略)

(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)  
第三十八条 (略)

2・3 (略)

4 免許を受けた者が法第百三条第一項第四号に該当することとなつた

のとする。

一・二 (略)

(軽微違反行為等)

- 第三十七条の八 法第百二条の二の政令で定める軽微な行為は、別表第二の一の表に定める点数が三点以下である違反行為とする。
- 2 法第百二条の二の政令で定める基準は、次のいずれにも該当することとなることとする。
  - 一 軽微違反行為に該当する当該違反行為に係る累積点数が六点であること。
  - 二 軽微違反行為に該当する当該違反行為をした時において、当該違反行為をした者に別表第三に規定する前歴(次号において「前歴」という。)がないこと。
  - 三 軽微違反行為に該当する当該違反行為をした日を起算日とする過去三年以内においてその他の違反行為(当該その他の違反行為に係る累積点数が次の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める点数に該当するものに限る。)をしたことがないこと。

当該その他の違反行為をした時における前歴の回数	なし	点数
	一回	六点以上 四点以上
	一回以上	二点以上

四 軽微違反行為に該当する当該違反行為をした日を起算日とする過去三年以内において別表第四に掲げる行為をしたことがないこと。

3 (略)

(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)  
第三十八条 (略)

2・3 (略)

4 免許を受けた者が法第百三条第一項第四号に該当することとなつた

場合についての同項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第百三条第一項第四号に該当することを理由として同項本文の規定により免許の効力を停止された者が重ねて同号に該当した場合には、同条第六項の規定による命令に違反したことに付いてやむを得ない理由がある場合を除き、免許を取り消すものとする。

二 (略)

5 免許を受けた者が法第百三条第一項第五号から第八号のいずれかに該当することとなつた場合についての同項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 次のいずれかに該当するときは、免許を取り消すものとする。

イ 一般違反行為をした場合において、当該一般違反行為に係る累積点数が、別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄、第三欄、第四欄、第五欄又は第六欄に掲げる点数に該当したとき。

ロ (略)

二 次のいずれかに該当するときは、免許の効力を停止するものとする。

イ 一般違反行為をした場合において、当該一般違反行為に係る累積点数が、別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当したとき。

ロ・ハ (略)

6 法第百三条第七項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 一般違反行為をしたことを理由として免許を取り消したとき(次号に該当する場合を除く。)は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

イ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当した場合 五年

ロ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に掲げる点数に該当し

場合についての同項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第百三条第一項第四号に該当することを理由として同項本文の規定により免許の効力を停止された者が重ねて同号に該当した場合には、同条第五項の規定による命令に違反したことに付いてやむを得ない理由がある場合を除き、免許を取り消すものとする。

二 (略)

5 免許を受けた者が法第百三条第一項第五号から第八号のいずれかに該当することとなつた場合についての同項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 次のいずれかに該当するときは、免許を取り消すものとする。

イ 違反行為をした場合において、当該違反行為に係る累積点数が、別表第三の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄、第三欄、第四欄又は第五欄に掲げる点数に該当したとき。

ロ (略)

二 次のいずれかに該当するときは、免許の効力を停止するものとする。

イ 違反行為をした場合において、当該違反行為に係る累積点数が、別表第三の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当したとき。

ロ・ハ (略)

6 法第百三条第六項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 違反行為をしたことを理由として免許を取り消した場合(次号に該当する場合を除く。)において、当該違反行為に係る累積点数が別表第三の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当したときは五年、同表の第三欄に掲げる点数に該当したときは三年、同表の第四欄に掲げる点数に該当したときは二年、同表の第五欄に掲げる点数に該当したときは一年の期間とする。

た場合 四年

ハ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第四欄に掲げる点数に該当した場合 三年

二 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当した場合 二年

ホ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合 一年

三 一般違反行為をしたことを理由として免許を取り消された者が免許取消等保有者であり、かつ、当該一般違反行為が法第九十条第九項若しくは第十項若しくは法第七項若しくは第八項の規定又は法第七条の五第一項若しくは第二項の規定により指定され又は定められた期間が満了した日から五年を経過する日までの間（以下この項及び次項において「特定期間」という。）にされたものであるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

イ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄、第三欄又は第四欄に掲げる点数に該当した場合 五年

ロ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当した場合 四年

ハ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合 三年

四 重大違反等又は道路外致死傷で法第三十二条第二項第五号に規定する行為以外のものをしたことを理由として免許を取り消したとき（次号に該当する場合を除く。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

イ 当該行為が別表第四第一号に掲げるものである場合 三年

ロ 当該行為が別表第四第二号に掲げるものである場合 二年

三 違反行為をしたことを理由として免許を取り消された者が免許取消等保有者であり、かつ、当該違反行為が法第九十条第七項若しくは法第六項の規定又は法第七条の五第一項の規定により指定され又は定められた期間が満了した日から五年を経過する日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にされたものである場合において、当該違反行為に係る累積点数が別表第三の

第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄又は第三欄に掲げる点数に該当したときは五年、同表の第四欄に掲げる点数に該当したときは四年、同表の第五欄に掲げる点数に該当したときは三年の期間とする。

四 重大違反等又は道路外致死傷をしたことを理由として免許を取り消した場合（次号に該当する場合を除く。）において、当該行為が別表第四第一号に掲げるものであるときは五年、同表第二号に掲げるものであるときは二年、同表第三号に掲げるものであるときは一年の期間とする。

八 当該行為が別表第四第三号に掲げるものである場合 一年

五 重大違反唆し等又は道路外致死傷で法第百三条第二項第五号に規定する行為以外のものをしたことを理由として免許を取り消された者が免許取消履歴等保有者であり、かつ、当該行為が特定期間内にされたものであるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

イ 当該行為が別表第四第一号に掲げるものである場合 五年

ロ 当該行為が別表第四第二号に掲げるものである場合 四年

ハ 当該行為が別表第四第三号に掲げるものである場合 三年

法第百三条第八項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする

7 |

。

一 特定違反行為をしたことを理由として免許を取り消したとき（次に該当する場合を除く。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

イ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当した場合 十年

ロ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に掲げる点数に該当した場合 九年

ハ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第四欄に掲げる点数に該当した場合 八年

ニ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当した場合 七年

ホ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合 六年

ヘ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当した場合 五年

ト 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄

五 重大違反唆し等又は道路外致死傷をしたことを理由として免許を取り消された者が免許取消履歴等保有者であり、かつ、当該行為が特定期間内にされたものである場合において、当該行為が別表第四第一号に掲げるものであるときは五年、同表第二号に掲げるものであるときは四年、同表第三号に掲げるものであるときは三年の期間とする。

- に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第八欄に掲げる点数に該当した場合 四年
- チ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表前歴がない者の項の第九欄に掲げる点数に該当した場合 三年
- 二 特定違反行為をしたことを理由として免許を取り消された者が免許取消履歴等保有者であり、かつ、当該特定違反行為が特定期間内にされたものであるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。
- イ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄、第三欄又は第四欄に掲げる点数に該当した場合 十年
- ロ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当した場合 九年
- ハ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合 八年
- ニ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当した場合 七年
- ホ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第八欄に掲げる点数に該当した場合 六年
- ヘ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表前歴がない者の項の第九欄に掲げる点数に該当した場合 五年
- 三 法第百三条第二項第五号に規定する行為をしたことを理由として免許を取り消したとき（次号に該当する場合を除く。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。
- イ 当該行為が別表第五第一号に掲げるものである場合 八年
- ロ 当該行為が別表第五第二号に掲げるものである場合 七年
- ハ 当該行為が別表第五第三号に掲げるものである場合 六年
- ニ 当該行為が別表第五第四号に掲げるものである場合 五年
- 四 法第百三条第二項第五号に規定する行為をしたことを理由として

免許を取り消された者が免許取消歴等保有者であり、かつ、当該行為が特定期間内にされたものであるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

- イ 当該行為が別表第五第一号に掲げるものである場合 十年
- ロ 当該行為が別表第五第二号に掲げるものである場合 九年
- ハ 当該行為が別表第五第三号に掲げるものである場合 八年
- 二 当該行為が別表第五第四号に掲げるものである場合 七年

(意見の聴取の手續)

第三十九条 法第百四条第一項(法第百四条の二の二第六項及び第七百七条の五第四項において準用する場合を含む。次項及び第四十四條第二項において同じ。)の規定による意見の聴取を行う場合における処分をしようとする理由並びに意見の聴取の期日及び場所の通知は、文書によつて行うものとする。

2 (略)

(臨時適性検査に係る免許の取消し又は停止の基準)

第三十九条の二 法第百四条の二の三第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第百四条の二の三第一項の規定により免許の効力を停止された者が当該停止の期間内に重ねて法第百二条第六項の規定による通知を受けた場合において、その者が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、免許を取り消すものとする。

二 法第百二条第六項の規定による通知を受け、同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認める場合(前号に該当する場合を除く。)には、免許の効力を停止するものとする。

(申請による取消しの基準)

第三十九条の二の三 法第百四条の四第二項の規定による免許の取消しは、同条第一項の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも該当しない場合に行うものとする。

一 (略)

(意見の聴取の手續)

第三十九条 法第百四条第一項(法第百四条の二の二第六項及び第七百七条の五第三項において準用する場合を含む。次項及び第四十四條第二項において同じ。)の規定による意見の聴取を行う場合における処分をしようとする理由並びに意見の聴取の期日及び場所の通知は、文書によつて行うものとする。

2 (略)

(臨時適性検査に係る免許の取消し又は停止の基準)

第三十九条の二 法第百四条の二の三第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第百四条の二の三第一項の規定により免許の効力を停止された者が当該停止の期間内に重ねて法第百二条第三項の規定による通知を受けた場合において、その者が同条第四項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、免許を取り消すものとする。

二 法第百二条第三項の規定による通知を受け、同条第四項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認める場合(前号に該当する場合を除く。)には、免許の効力を停止するものとする。

(申請による取消しの基準)

第三十九条の二の三 法第百四条の四第二項の規定による免許の取消しは、同条第一項の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも該当しない場合に行うものとする。

一 (略)

二 法第九十条第五項、法第百三条第一項若しくは第四項（法第百四条の二の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは法第百四条の二の三第一項の規定による免許の取消しの基準又は法第九十条第六項若しくは法第百三条第二項の規定による免許の取消しの要件に該当していること。

三 法第九十条第五項、法第百三条第一項若しくは第四項（法第百四条の二の三第三項において準用する場合を含む。）又は法第百四条の二の三第一項の規定により免許の効力が停止され、又はこれらの規定による免許の効力の停止の基準に該当していること。

四（略）

（仮運転免許の取消しの基準）

第三十九条の三 法第百六条の二第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二（略）

三 仮運転免許を受けた者が法第百七条、法第百七条の二第一号若しくは第三号、法第百七条の二の二第一号若しくは第五号、法第百七条の三、法第百七条の四第二号若しくは法第百八条第一項第一号、第二号、第七号（法第八十五条第六項から第九項までに係る部分に限る。）若しくは第八号に係る違反行為（法第百八条第一項第一号に係る違反行為にあつては法第二十二條の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為に、法第百八条第一項第二号に係る違反行為にあつては車両について法第五十七條第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車、中型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。）又は道路運送車両法第五十八條第一項若しくは自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条の規定に違反する行為をしたとき。

四 仮運転免許を受けた者が別表第四又は別表第五に掲げる行為をしたとき。

2 法第百六条の二第二項の政令で定める基準は、第三十七條の七第二

二 法第九十条第四項、法第百三条第一項若しくは第三項（法第百四条の二の三第三項において準用する場合を含む。）又は法第百四条の二の三第一項の規定による免許の取消しの基準に該当していること。

三 法第九十条第四項、法第百三条第一項若しくは第三項（法第百四条の二の三第三項において準用する場合を含む。）又は法第百四条の二の三第一項の規定により免許の効力が停止され、又はこれらの規定による免許の効力の停止の基準に該当していること。

四（略）

（仮運転免許の取消しの基準）

第三十九条の三 法第百六条の二第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二（略）

三 仮運転免許を受けた者が法第百七条の二第一号若しくは第三号、法第百七条の二の二第一号若しくは第五号、法第百七条の三、法第百七条の四第二号若しくは法第百八条第一項第一号、第二号、第七号（法第八十五条第六項から第九項までに係る部分に限る。）若しくは第八号に係る違反行為（法第百八条第一項第一号に係る違反行為にあつては法第二十二條の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為に、法第百八条第一項第二号に係る違反行為にあつては車両について法第五十七條第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車、中型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。）又は道路運送車両法第五十八條第一項若しくは自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条の規定に違反する行為をしたとき。

四 別表第四に掲げる行為をしたとき。

2 法第百六条の二第二項の政令で定める基準は、第三十七條の七第一

項第一号に掲げる場合を除き、仮運転免許を取り消すものとする。

(自動車等の運転の禁止の基準)

第四十条 法第七条の五第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 国際運転免許証等を所持する者が法第七条の五第一項第一号に該当したとき(法第七条の四第三項の規定により、その者の身体の状態に応じた必要な措置をとることを命じても、なお自動車等の運転に支障を及ぼすおそれがある場合に限る。)は、一年を超えない範囲内の期間、その者が自動車等を運転することを禁止するものとする。

二 国際運転免許証等を所持する者が一般違反行為をしたとき(次号に該当する場合を除く。)は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間、その者が自動車等を運転することを禁止するものとする。

イ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当した場合 五年

ロ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に掲げる点数に該当した場合 四年

ハ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第四欄に掲げる点数に該当した場合 三年

ニ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当した場合 二年

ホ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合 一年

三 国際運転免許証等を所持する者で免許取消歴等保有者であるものが第三十三条の二第一項第一号に規定する期間内に一般違反行為を

号に掲げる場合を除き、仮運転免許を取り消すものとする。

(自動車等の運転の禁止の基準)

第四十条 法第七条の五第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 国際運転免許証等を所持する者が法第七条の五第一項第一号に該当することとなつたとき(法第七条の四第三項の規定により、その者の身体の状態に応じた必要な措置をとることを命じても、なお自動車等の運転に支障を及ぼすおそれがある場合に限る。)は、一年を超えない範囲内の期間、その者が自動車等を運転することを禁止するものとする。

二 国際運転免許証等を所持する者が違反行為をした場合(次号に掲げる場合を除く。)において、当該違反行為に係る累積点数が、別表第三の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当することとなつたときは五年、同表の第三欄に掲げる点数に該当することとなつたときは三年、同表の第四欄に掲げる点数に該当することとなつたときは二年、同表の第五欄に掲げる点数に該当することとなつたときは一年の期間、その者が自動車等を運転することを禁止するものとする。

三 国際運転免許証等を所持する者で免許取消歴等保有者であるものが法第九十条第七項若しくは法第一百三十六条の規定若しくは法第

したときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間、その者が自動車等を運転することを禁止するものとする。

イ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄、第三欄又は第四欄に掲げる点数に該当した場合 五年

ロ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当した場合 四年

ハ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合 三年

四 国際運転免許証等を所持する者が一般違反行為をした場合において、当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当したときは、六月を超えない範囲内の期間、その者が自動車等を運転することを禁止するものとする。

2 | 法第七七条の五第二項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 国際運転免許証等を所持する者が特定違反行為をしたとき（次号に該当する場合を除く。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間、その者が自動車等を運転することを禁止するものとする。

イ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当した場合 十年

ロ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に掲げる点数に該当した場合 九年

ハ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第四欄に掲げる点数に該当した場合 八年

ニ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当し

百七条の五第一項の規定により指定され若しくは定められた期間内又はこれに引き続く五年の期間内に違反行為をした場合において、当該違反行為に係る累積点数が別表第三の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄又は第三欄に掲げる点数に該当したときは五年、同表の第四欄に掲げる点数に該当したときは四年、同表の第五欄に掲げる点数に該当したときは三年の期間、その者が自動車等を運転することを禁止するものとする。

四 国際運転免許証等を所持する者が違反行為をした場合において、当該違反行為に係る累積点数が、別表第三の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当することとなつたときは、六月を超えない範囲内の期間、その者が自動車等を運転することを禁止するものとする。

- ホ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合 七年
- ヘ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当した場合 六年
- ト 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第八欄に掲げる点数に該当した場合 五年
- チ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表前歴がない者の項の第九欄に掲げる点数に該当した場合 三年
- 二 国際運転免許証等を所持する者で免許取消歴等保有者であるものが第三十三条の二第一項第二号に規定する期間内に特定違反行為をしたときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間、その者が自動車等を運転することを禁止するものとする。
- イ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第一欄、第二欄又は第四欄に掲げる点数に該当した場合 十年
- ロ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当した場合 九年
- ハ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合 八年
- ニ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当した場合 七年
- ホ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第八欄に掲げる点数に該当した場合 六年
- ヘ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表前歴がない者の項の第九欄に掲げる点数に該当した場合 五年

(委託することのできない事務)

第四十条の三 法第百八条第一項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 法第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否及び保留、同条第二項の規定による免許の拒否、同条第四項(同条第七項及び第十四項において準用する場合を含む。)の規定による弁明の聴取り及び証拠の受取り、同条第五項の規定による免許の取消し及び効力の停止、同条第六項の規定による免許の取消し、同条第八項の規定による適性検査の結果の判定又は診断書の受取り、同条第九項又は第十項の規定による免許を受けることができない期間の指定、同条第十二項の規定による免許の保留の期間及び効力の停止の期間の短縮並びに同条第十三項の規定による仮免許の拒否に係る事務

三(五) (略)

六 法第九十七条の二第二項第三号イの規定による認知機能検査の結果の判定及び同条第二項又は第三項の規定による運転免許試験の一部の免除に係る事務

七(十三) (略)

十四 法第百一条の四第二項の規定による認知機能検査の結果の判定に係る事務

十五 法第百二条第一項から第五項までの規定による適性検査の結果の判定及び同条第七項ただし書の規定により提出された診断書の受取りに係る事務

十六 法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止、同条第二項の規定による免許の取消し、同条第六項の規定による適性検査の結果の判定又は診断書の受取り、同条第七項又は第八項の規定による免許を受けることができない期間の指定並びに同条第十項の規定による免許の効力の停止の期間の短縮に係る事務

十七 法第百四条第二項(法第百七条の五第四項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取り及び証拠の受取り並びに法第百四条第三項(法第百七条の五第四項において準用する場合を含む。)

(委託することのできない事務)

第四十条の三 法第百八条第一項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 法第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否及び保留、同条第三項(同条第五項及び第十一項において準用する場合を含む。)の規定による弁明の聴取り及び証拠の受取り、同条第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止、同条第六項の規定による適性検査の結果の判定又は診断書の受取り、同条第七項の規定による免許を受けることができない期間の指定、同条第九項の規定による免許の保留の期間及び効力の停止の期間の短縮並びに同条第十項の規定による仮免許の拒否に係る事務

三(五) (略)

六 法第九十七条の二第二項又は第三項の規定による運転免許試験の一部の免除に係る事務

七(十三) (略)

十四 法第百二条第一項又は第二項の規定による適性検査の結果の判定に係る事務

十五 法第百三条第一項又は第三項の規定による免許の取消し及び効力の停止、同条第五項の規定による適性検査の結果の判定又は診断書の受取り、同条第六項の規定による免許を受けることができない期間の指定並びに同条第八項の規定による免許の効力の停止の期間の短縮に係る事務

十六 法第百四条第二項(法第百七条の五第三項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取り及び証拠の受取り並びに法第百四条第三項(法第百七条の五第三項において準用する場合を含む。)

む。( )の規定による参考人又は関係人の出頭の要求及びその意見又は事情の聴取りに係る事務

十八 法第百四条の二第五項(法第百七条の五第四項において準用する場合を含む。 )の規定による参考人又は関係人の出頭の要求及びその意見又は事情の聴取りに係る事務

十九 (略)

二十 法第百四条の二の三第一項の規定又は同条第三項において準用する法第百三条第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止に係る事務

二十一(略)

二十二(略)

二十四 法第百七条の五第一項若しくは第二項の規定又は同条第九項において準用する法第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止及び法第百七条の五第三項において準用する法第百三条第十項の規定による自動車等の運転の禁止の期間の短縮に係る事務

手数料の種類	区分	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額
		二百円	四百円
經由手数料		二百五十円	四百円
認知機能検査手数料			
(略)			
講習手	(略)		

(法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の物件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

む。( )の規定による参考人又は関係人の出頭の要求及びその意見又は事情の聴取りに係る事務

十七 法第百四条の二第五項(法第百七条の五第三項において準用する場合を含む。 )の規定による参考人又は関係人の出頭の要求及びその意見又は事情の聴取りに係る事務

十八 (略)

十九 法第百四条の二の三第一項の規定及び同条第三項において準用する法第百三条第三項の規定による免許の取消し及び効力の停止に係る事務

二十(略)

二十一(略)

二十三 法第百七条の五第一項の規定及び同条第八項において準用する法第百三条第三項の規定による自動車等の運転の禁止並びに法第百七条の五第二項において準用する法第百三条第八項の規定による自動車等の運転の禁止の期間の短縮に係る事務

手数料の種類	区分	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額
		二百円	四百円
經由手数料			
数料			
(略)			
講習手	(略)		

(法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の物件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

2・3 (略)	(略)	(略)	数料	法第百八条の 一 第一項第十 二号に掲げる 講習	小型特殊自 動車免許以 外の第一種 運転免許又 は第二種運 転免許を受 けている者 に対する講 習	千九百円(当該 講習が法第九 七条の二第一 項第三号イ又 は第二種運 転免許を受 けている者 に対する講 習 の結果に基づ いて行うもの である場合 にあつては、 千七百五十 円)	三千九百円(当 該講習が法第九 七条の二第一 項第三号イ又 は第二種運 転免許を受 けている者 に対する講 習 の結果に基づ いて行うもの である場合 にあつては、 三千六百元)
			備考 (略)	小型特殊自 動車免許の みを受けて いる者に対 する講習	七百円	千六百五十 円	

(権限の委任)  
第四十四条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるものを除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

一 法第四十五条第一項ただし書、第四十九条の二第五項、第五十七条第二項、第六十条、第七十一条第六号、第七十六条第四項第七号、第七十七条第一項第四号、第三百三条第三項(第四百四条の二の三第三項及び第六項並びに第七七条の五第九項において準用する場合を含む。)、第四百四条第一項、第七七条の五第四項、第八八条の三十第一項及び第百十四条の三の規定による公安委員会の定めに関する事務

2・3 (略)	(略)	(略)	数料	法第百八条の 一 第一項第十 二号に掲げる 講習	小型特殊自 動車免許以 外の第一種 運転免許又 は第二種運 転免許を受 けている者 に対する講 習	講習一時間につ いて八百五十 円	講習一時間につ いて千二百円
			備考 (略)	小型特殊自 動車免許の みを受けて いる者に対 する講習	講習一時間につ いて五百円	講習一時間につ いて千円	

(権限の委任)  
第四十四条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるものを除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

一 法第四十五条第一項ただし書、第四十九条の二第五項、第五十七条第二項、第六十条、第七十一条第六号、第七十六条第四項第七号、第七十七条第一項第四号、第三百三条第二項(第四百四条の二の三第三項及び第六項並びに第七七条の五第八項において準用する場合を含む。)、第四百四条第一項、第七七条の五第三項、第八八条の三十第一項及び第百十四条の三の規定による公安委員会の定めに関する事務

二丁四 (略)  
2 (略)

(反則行為の種別及び反則金の額)  
第四十五条 法第百二十五条第一項の政令で定める反則行為の種別及び同条第三項の政令で定める反則金の額は、別表第六に定めるとおりとする。

別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係)

一般違反行為に付する基礎点数	点数
一般違反行為の種別	(略)
酒気帯び運転(〇・二五以上)、過労運転等又は共同危険行為等禁止違反	二十五点
酒気帯び(〇・二五未満)無免許運転	二十三点
無免許運転又は酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(五十以上)等	十九点
酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(三十(高速四十)以上五十未満)等	十六点
酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五以上三十(高速四十)未満)等	十五点
酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五未満)等	十四点
酒気帯び運転(〇・二五未満)	十三点
(略)	(略)

速度超過(三十(高速四十)以上五十未満)、積載物重 六點

二丁四 (略)  
2 (略)

(反則行為の種別及び反則金の額)  
第四十五条 法第百二十五条第一項の政令で定める反則行為の種別及び同条第三項の政令で定める反則金の額は、別表第五に定めるとおりとする。

別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係)

違反行為に付する基礎点数	点数
違反行為の種別	(略)
酒酔い運転、麻薬等運転又は共同危険行為等禁止違反	二十五点
酒気帯び(〇・二五以上)無免許運転	二十三点
酒気帯び(〇・二五未満)無免許運転	二十点
無免許運転又は酒気帯び(〇・二五以上)速度超過(五十以上)等	十九点
酒気帯び(〇・二五以上)速度超過(三十(高速四十)以上五十未満)等	十六点
酒気帯び(〇・二五以上)速度超過(二十五以上三十(高速四十)未満)等	十五点
酒気帯び(〇・二五以上)速度超過(二十五未満)等	十四点
酒気帯び運転(〇・二五以上)、過労運転等又は酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(五十以上)等	十三点
(略)	(略)
酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(三十(高速四十)以上五十未満)等	九点
酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五以上三十(高速四十)未満)等	八点
酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五未満)等	七点
速度超過(三十(高速四十)以上五十未満)、積載物重	六點

量制限超過（大型等十割以上）、無車検運行又は無保険運行	(略)
-----------------------------	-----

二 特定違反行為に付する基礎点数

特定違反行為の種類	点数
運転殺人等又は危険運転致死	六十二点
運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）又は危険運転致傷（治療期間三月以上又は後遺障害）	五十五点
運転傷害等（治療期間三十日以上）又は危険運転致傷（治療期間三十日以上）	五十一點
運転傷害等（治療期間十五日以上）又は危険運転致傷（治療期間十五日以上）	四十八点
運転傷害等（治療期間十五日未満又は建造物損壊）又は危険運転致傷（治療期間十五日未満）	四十五点
酒酔い運転、麻薬等運転又は救護義務違反	三十五点

三 違反行為に付する付加点数（交通事故の場合）  
(略)

備考

- 一 違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。
- 1 一の表又は二の表の上欄に掲げる違反行為の種類に応じ、これらの表の下欄に掲げる点数とする。この場合において、同時に二以上の種別の違反行為に当たるときは、これらの違反行為

量制限超過（大型等十割以上）、酒気帯び運転（〇・二五未満）、無車検運行又は無保険運行	(略)
--	-----

二 違反行為に付する付加点数（交通事故の場合）  
(略)

措置義務違反の種類	点数
人の死亡又は傷害に係る交通事故を起こした場合における法第七十二条第一項前段の規定に違反する行為	二十三点
物の損壊に係る交通事故を起こした場合における法第七十二条第一項前段の規定に違反する行為	五点

備考

- 一 違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。
- 1 一の表の上欄に掲げる違反行為の種類に応じ、同表の下欄に掲げる点数とする。この場合において、同時に二以上の種別の違反行為に当たるときは、これらの違反行為の点数のうち最も

の点数のうち最も高い点数（同じ点数のときは、その点数）によるものとする。

2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合（二の114から123までに規定する行為をした場合を除く。）には、次に定めるところによる。

(イ) 1による点数に、三の表の区分に応じ同表の中欄又は下欄に掲げる点数を加えた点数とする。ただし、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであるときは、1による点数とする。

(ロ) 法第百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、(イ)による点数に、五点を加えた点数とする。

3 二の114から123までに規定する行為をした場合において、法第百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1 「酒気帯び運転（〇・二五以上）」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち身体に血液一ミリリットルにつき〇・五ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・二五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態で運転する行為をいう。

2 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為（125に規定する行為を除く。）をいう。

3 (略)

高い点数（同じ点数のときは、その点数）によるものとする。

2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合には、次に定めるところによる。

(イ) 1による点数に、二の表の区分に応じ同表の中欄又は下欄に掲げる点数を加えた点数とする。ただし、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであるときは、1による点数とする。

(ロ) 法第七十二条第一項前段の規定に違反したときは、(イ)による点数に、三の表の上欄に掲げる措置義務違反の種別に応じ同表の下欄に掲げる点数を加えた点数とする。

3 故意による人の死傷若しくは建造物の損壊に係る違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合又は刑法第二百八条の二の罪に当たる行為（違反行為に該当するものに限る。）をした場合には、1及び2の規定にかかわらず、四十五点とする。

二 一の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1 「酒酔い運転」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち酒に酔つた状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。）で運転する行為をいう。

2 「麻薬等運転」とは、法第六十六条の規定に違反して麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十二条の二に規定する物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為をいう。

3 (略)

4 「酒気帯び（〇・二五以上）無免許運転」とは、身体に血液一ミリリットルにつき〇・五ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・二五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態

4 「酒気帯び（〇・二五未満）無免許運転」とは、身体に第四十四条の三に定める程度以上のアルコールを保有する状態（1）に規定する状態を除く。）で運転している場合における5に規定する行為をいう。

5 （略）

6 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（五十以上）等」とは、4に規定する状態で運転している場合における11から13までに規定する行為をいう。

7 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等」とは、4に規定する状態で運転している場合における14から17までに規定する行為をいう。

8 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）等」とは、4に規定する状態で運転している場合における18、20又は21に規定する行為をいう。

9 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五未満）等」とは、4に規定する状態で運転している場合における23から42まで、44から58まで又は60から113までに規定する行為をいう。

10 「酒気帯び運転（〇・二五未満）」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち4に規定する状態で運転する行為（4及び6から9までに規定する行為を除く。）をいう。

11  
13  
（略）

で運転している場合における6に規定する行為をいう。

5 「酒気帯び（〇・二五未満）無免許運転」とは、身体に第四十四条の三に定める程度以上のアルコールを保有する状態（4）に規定する状態を除く。）で運転している場合における6に規定する行為をいう。

6 （略）

7 「酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（五十以上）等」とは、4に規定する状態で運転している場合における14から16までに規定する行為をいう。

8 「酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等」とは、4に規定する状態で運転している場合における20、21、23又は24に規定する行為をいう。

9 「酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）等」とは、4に規定する状態で運転している場合における25、27又は28に規定する行為をいう。

10 「酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（二十五未満）等」とは、4に規定する状態で運転している場合における30から49まで、51から65まで又は67から120までに規定する行為をいう。

11 「酒気帯び運転（〇・二五以上）」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち4に規定する状態で運転する行為（1、4及び7から10までに規定する行為を除く。）をいう。

12 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為（2）に規定する行為を除く。）をいう。

13 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（五十以上）等」とは、5に規定する状態で運転している場合における14から16までに規定する行為をいう。

14  
16  
（略）

17 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等」とは、5に規定する状態で運転している場合における20、21、23又は24に規定する行為をいう。

18 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）等」とは、5に規定する状態で運転している場

14| 15| (略)

21| 16| 20| (略)

「積載物重量制限超過(普通等十割以上)」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上のも(15)に規定する行為を除く。をいう。

22| 41| (略)

「駐停車違反(駐停車禁止場所等)」とは、法第四十四条、第四十九条の二第三項又は第七十五条の八第一項の規定の違反となるような行為(法第四十九条の二第三項の規定の違反となるような行為については、同項の道路標識等により指定されている道路の部分以外の法第四十四条各号に掲げる道路の部分における行為に限る。)のうち、19)に規定する行為以外のものをいう。

43| 「放置駐車違反(駐車禁止場所等)」とは、法第四十五条第

一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条又は第四十九条の二第三項の規定の違反となるような行為(同項の規定の違反となるような行為については、当該行為のうち19)に規定するものを除く。)のうち、車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するもの又は当該行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときのものをいう。

44| (略)

「積載物重量制限超過(普通等五割以上十割未満)」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上百パーセント未満のもの(20)に規定する行為を除く

合における25、27又は28に規定する行為をいう。

19| 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五未満)等」とは、5)に規定する状態で運転している場合における30から49まで、51から65まで又は67から120までに規定する行為をいう。

20| 21| (略)

「酒気帯び運転(〇・二五未満)」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち5)に規定する状態で運転する行為(1、5、13及び17から19までに規定する行為を除く。)をいう。

23| 27| (略)

「積載物重量制限超過(普通等十割以上)」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上のも(21)に規定する行為を除く。をいう。

29| 48| (略)

「駐停車違反(駐停車禁止場所等)」とは、法第四十四条、第四十九条の二第三項又は第七十五条の八第一項の規定の違反となるような行為(法第四十九条の二第三項の規定の違反となるような行為については、同項の道路標識等により指定されている道路の部分以外の法第四十四条各号に掲げる道路の部分における行為に限る。)のうち、26)に規定する行為以外のものをいう。

50| 「放置駐車違反(駐車禁止場所等)」とは、法第四十五条第

一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条又は第四十九条の二第三項の規定の違反となるような行為(同項の規定の違反となるような行為については、当該行為のうち26)に規定するものを除く。)のうち、車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するもの又は当該行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときのものをいう。

51| (略)

「積載物重量制限超過(普通等五割以上十割未満)」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上百パーセント未満のもの(27)に規定する行為を除く

。 )をいう。

79|46| } 78| ) (略)

「駐停車違反(駐車禁止場所等)」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条又は第四十九条の二第二項から第四項まで若しくは第五項後段の規定の違反となるような行為(法第四十九条の二第三項の規定の違反となるような行為については、当該行為のうち19及び42に規定するものを除く。)のうち、43に規定する行為以外のものをいう。

88|80| } 87| ) (略)

「積載物重量制限超過(普通等五割未満)」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの(44に規定する行為を除く。)をいう。

94|89| } 93| ) (略)

「整備不良(尾灯等)」とは、法第六十二条の規定に違反する行為(46に規定する行為を除く。)をいう。

100|95| } 99| ) (略)

「携帯電話使用等(保持)」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為(51に規定する場合を除く。)をいう。

114|01| } 113| ) (略)

「運転殺人等」とは、自動車等の運転により人を死亡させ又は建造物を損壊させる行為で故意(人の傷害に係るものを含む)によるもの(建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が死亡した場合に限る。)をいう。

115| 「危険運転致死」とは、人の死亡に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為(自動車等の運転に関し行われたものに限る)をいう。

以下この表において同じ。)をいう。

116| 「運転傷害等(治療期間三月以上又は後遺障害)」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意(人の殺害に係るものを含む)によるもの(建造物を損壊させる行為にあつては、当該行

。 )をいう。

86|53| } 85| ) (略)

「駐停車違反(駐車禁止場所等)」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条又は第四十九条の二第二項から第四項まで若しくは第五項後段の規定の違反となるような行為(法第四十九条の二第三項の規定の違反となるような行為については、当該行為のうち26及び49に規定するものを除く。)のうち、50に規定する行為以外のものをいう。

95|87| } 94| ) (略)

「積載物重量制限超過(普通等五割未満)」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの(51に規定する行為を除く。)をいう。

101|96| } 100| ) (略)

「整備不良(尾灯等)」とは、法第六十二条の規定に違反する行為(53に規定する行為を除く。)をいう。

107|02| } 106| ) (略)

「携帯電話使用等(保持)」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為(58に規定する場合を除く。)をいう。

108| } 120| ) (略)

- 118 及び120において同じ。  
 為によつて人が負傷した場合に限る。
- 117| 「危険運転致傷（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、  
 人の傷害（治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害が存す  
 るものに限る。）に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為  
 をいう。
- 118| 「運転傷害等（治療期間三十日以上）」とは、自動車等の運  
 転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によ  
 るもののうち、負傷者の治療期間が三十日以上三月未満である  
 もの（負傷者に後遺障害が存するものを除く。）をいう。
- 119| 「危険運転致傷（治療期間三十日以上）」とは、人の傷害（  
 治療期間が三十日以上三月未満であるもの（後遺障害が存する  
 ものを除く。）に限る。）に係る刑法第二百八条の二の罪に当  
 たる行為をいう。
- 120| 「運転傷害等（治療期間十五日以上）」とは、自動車等の運  
 転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によ  
 るもののうち、負傷者の治療期間が十五日以上三十日未満であ  
 るもの（負傷者に後遺障害が存するものを除く。）をいう。
- 121| 「危険運転致傷（治療期間十五日以上）」とは、人の傷害（  
 治療期間が十五日以上三十日未満であるもの（後遺障害が存す  
 ものを除く。）に限る。）に係る刑法第二百八条の二の罪に当  
 たる行為をいう。
- 122| 「運転傷害等（治療期間十五日未満又は建造物損壊）」とは  
 、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる  
 行為で故意によるものうち、  
 116、118及び120に規定する行為以  
 外のものをいう。
- 123| 「危険運転致傷（治療期間十五日未満）」とは、人の傷害（

治療期間が十五日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）に限る。）に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

124 「酒酔い運転」とは、法第百七条の二第一号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

125 「麻薬等運転」とは、法第百七条の二第三号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

126 「救護義務違反」とは、法第百七条の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

別表第三（第三十三条の二、第三十七条の八、第三十八条、第四十条関係）

一 一般違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合における当該一般違反行為に係る累積点数の区分

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第七欄
前歴がない者	四十五点以上	四十点から四十点	三十五点から三十九点	二十五点から三十四点	十五点から十四点	六点から十四点
前歴が一回である者	四十点以上	三十五点から三十九点	三十点から三十四点	二十点から十九点	十点から九点	四点から九点
前歴が二回である者	三十五点以上	三十点から三十四点	二十五点から二十九点	十五点から十四点	五点から四点	二点から四点
前歴が三回以上である者	三十点以上	二十五点から二十九点	二十点から十四点	十点から九点	四点から四点	二点又は三点

別表第三（第三十三条の二、第三十七条の八、第三十八条、第四十条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
前歴がない者	四十五点以上	三十五点から四十点	二十五点から三十点	十五点から十四点	六点から十四点
前歴が一回である者	四十点以上	三十点から三十九点	二十点から二十九点	十点から九点	四点から九点
前歴が二回である者	三十五点以上	二十五点から三十四点	十五点から十四点	五点から四点	二点から四点
前歴が三回以上である者	三十点以上	二十五点から二十九点	二十点から十四点	十点から九点	二点又は三点

二 特定違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合に  
おける当該特定違反行為に係る累積点数の区分

欄 第一	前歴 がない 者	前歴 が一 回 で ある 者	前歴 が二 回 で ある 者	前歴 が三 回 以上 ある 者
欄 第二	七十 点 以上	六十 点 以上	六十 点 以上	五十 点 以上
欄 第三	六十 点 から 五十 点 まで	六十 点 から 五十 点 まで	五十 点 から 五十 点 まで	五十 点 から 五十 点 まで
欄 第四	六十 点 から 四十 点 まで	五十 点 から 四十 点 まで	五十 点 から 四十 点 まで	四十 点 から 四十 点 まで
欄 第五	五十 点 から 五十 点 まで	五十 点 から 四十 点 まで	四十 点 から 四十 点 まで	四十 点 から 四十 点 まで
欄 第六	五十 点 から 四十 点 まで	四十 点 から 四十 点 まで	四十 点 から 四十 点 まで	三十 点 から 三十 点 まで
欄 第七	四十 点 から 四十 点 まで	四十 点 から 四十 点 まで	三十 点 から 三十 点 まで	
欄 第八	四十 点 から 四十 点 まで	三十 点 から 三十 点 まで		
欄 第九	三十 点 から 三十 点 まで			

備考

一 一の表及び二の表に規定する前歴とは、累積点数に係る当該違反行為をした日を起算日とする過去三年以内において次の1から4までのいずれかに該当したことをいう。ただし、免許を受けて

備考

一 この表に規定する前歴とは、累積点数に係る当該違反行為をした日を起算日とする過去三年以内において次の1から4までのいずれかに該当したことをいう。ただし、免許を受けていた期間が

いた期間が通算して一年となつたことがある場合において、当該期間の初日に当たる日から末日に当たる日までの間に、違反行為をしたことがなく、かつ、第三十三条の第二第三項第二号に規定する免許の取消し若しくは六月を超える期間の自動車等の運転の禁止の処分又は同項第三号に規定する処分のいずれをも受けたことがないときにあつては、当該初日に当たる日前のものを除き、次の1又は3に該当した場合にあつては、その前のものを除く。

1 違反行為をしたことを理由として法第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は法第百七条の第五第一項の規定若しくは同条第九項において準用する法第百三条第四項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止の処分を受けたこと（同条第七項の規定により指定され又は法第百七条の五第一項の規定により定められた期間内に違反行為をしたことがない場合に限る。）

2 違反行為をしたことを理由として法第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の効力の停止又は法第百七条の第五第一項の規定若しくは同条第九項において準用する法第百三条第四項の規定による六月を超える範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の処分を受けたこと（当該処分の期間内に違反行為をしたことがない場合に限る。）

3 違反行為に係る累積点数が一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄又は第六欄に掲げる点数に該当したこと（当該違反行為をした後それぞれ二年又は一年の間に違反行為をしたことがない場合限り、1に該当する場合及び第三十三条の第二第一項第二号口又は八に該当して同号の適用を受けることとなる場合を除く。）

4 違反行為に係る累積点数が一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当したこと（当該違反行為をした後六月の間に違反行為をしたことがないか、又は当該期間内に免許を受けたことがある場合（法第九十条第五項の規定により当該免許の効力が停止されている場合を除く。）に限り、2に該当する場合及び法第百二条の二に規定する講習（当該違反行為が法第百八条の三の二の規定による通知の理由

通算して一年となつたことがある場合において、当該期間の初日に当たる日から末日に当たる日までの間に、違反行為をしたことがなく、かつ、第三十三条の第二第二項第二号に規定する免許の取消し若しくは六月を超える期間の自動車等の運転の禁止の処分又は同項第三号に規定する処分のいずれをも受けたことがないときにあつては、当該初日に当たる日前のものを除き、次の1又は3に該当した場合にあつては、その前のものを除く。

1 違反行為をしたことを理由として法第百三条第一項若しくは第三項の規定による免許の取消し又は法第百七条の第五第一項の規定若しくは同条第八項において準用する法第百三条第三項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止の処分を受けたこと（同条第六項の規定により指定され又は法第百七条の五第一項の規定により定められた期間内に違反行為をしたことがない場合に限る。）

2 違反行為をしたことを理由として法第百三条第一項若しくは第三項の規定による免許の効力の停止又は法第百七条の第五第一項の規定若しくは同条第八項において準用する法第百三条第三項の規定による六月を超える範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の処分を受けたこと（当該処分の期間内に違反行為をしたことがない場合に限る。）

3 違反行為に係る累積点数がこの表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれこの表の第四欄又は第五欄に掲げる点数に該当したこと（当該違反行為をした後それぞれ二年又は一年の間に違反行為をしたことがない場合限り、1に該当する場合及び第三十三条の第二第一項第二号口又は八に該当して同号の適用を受けることとなる場合を除く。）

4 違反行為に係る累積点数がこの表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれこの表の第六欄に掲げる点数に該当したこと（当該違反行為をした後六月の間に違反行為をしたことがないか、又は当該期間内に免許を受けたことがある場合（法第九十条第四項の規定により当該免許の効力が停止されている場合を除く。）に限り、2に該当する場合及び法第百二条の二に規定する講習（当該違反行為が法第百八条の三の二の規定による通知の理

となつたものに限る。)を受けた場合を除く。)

二 第三十三條の二第四項の規定は、一の3又は4の二年、一年及び六月の期間について準用する。

別表第四(第三十三條の二、第三十三條の七、第三十七條の八、第三十八條、第三十九條の三關係)

- 一 重大違反等(第三十三條の二の三第四項第一号又は第二号に掲げる行為に係るもの)
- 二 重大違反等(別表第二の一の表に定める点数が二十五点である一般違反行為に係るもの)
- 三 重大違反等(別表第二の一の表に定める点数が十五点から二十三点までである一般違反行為に係るもの、人の死亡に係る道路外致死傷(別表第五第一号に掲げるものを除く。))又は人の傷害に係る道路外致死傷(治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。))で専ら当該行為をした者の不注意によるもの

四 重大違反等(別表第二の一の表に定める点数が六点から十四点までである一般違反行為に係るもの又は人の傷害(治療期間が十五日以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。))に係る道路外致死傷(前号及び別表第五第二号から第四号までに掲げるものを除く。)

別表第五(第三十三條の二、第三十三條の七、第三十七條の八、第三十八條、第三十九條の三關係)

- 一 人の死亡に係る道路外致死傷で故意(人の傷害に係るものを含む。))によるもの又は刑法第二百八條の二の罪に当たるもの

由となつたものに限る。)を受けた場合を除く。)

二 第三十三條の二第三項の規定は、一の3又は4の二年、一年及び六月の期間について準用する。

別表第四(第三十三條の二、第三十三條の七、第三十七條の八、第三十八條、第三十九條の三關係)

- 一 道路外致死傷で故意によるもの又は刑法第二百八條の二の罪に当たるもの
- 二 重大違反等(別表第二の一の表に定める点数が二十五点である違反行為に係るもの)
- 三 重大違反等(別表第二の一の表に定める点数が十五点から二十三点までである違反行為に係るもの、人の死亡に係る道路外致死傷(第一号に掲げるものを除く。))又は人の傷害に係る道路外致死傷(負傷者の治療に要する期間(当該負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間。次号において「治療期間」という。))が三月以上であるもの又は後遺障害(当該負傷者の負傷が治つたとき(その症状が固定したときを含む。))における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のものをいう。次号において同じ。))が存するものに限る。))で専ら当該行為をした者の不注意によるもの

四 重大違反等(別表第二の一の表に定める点数が六点から十四点までである違反行為に係るもの又は人の傷害(治療期間が十五日以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。))に係る道路外致死傷(第一号及び前号に掲げるものを除く。))

二 人の傷害（治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限り。）に係る道路外致死傷で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。）によるもの又は刑法第二百八条の二の罪に当たるもの

三 人の傷害（治療期間が三十日以上三月未満であるものに限り、後遺障害が存するものを除く。）に係る道路外致死傷で故意によるもの又は刑法第二百八条の二の罪に当たるもの

四 人の傷害（治療期間が三十日未満であるものに限り、後遺障害が存するものを除く。）に係る道路外致死傷で故意によるもの又は刑法第二百八条の二の罪に当たるもの

別表第六（第四十五条関係）

（略）

別表第五（第四十五条関係）

（略）